

● 前回審議会（令和 7 年 7 月 23 日第 7 回リサイクル清掃審議会）で出た委員意見要旨

No.	委員名	ページ	委員意見要旨	事務局コメント
1	武井委員	3 ページ	既にプラスチック分別回収が開始されているので、「プラスチック分別回収を開始します。」の文言を修正した方がよい。	「2025（令和 7）年 4 月から区内全域でプラスチック製容器包装及びプラスチック製品を対象とした、プラスチック分別回収を実施しています。」に修正しました。
2	南部会長	27 ページ	28 ページ（5）具体的な施策の事業説明の注釈は、表 7-3 区民の認知度・取組等を評価する指標の下にレイアウトした方がよいのではないか。	表 7-3 区民の認知度・取組等を評価する指標の下に、事業説明の注釈をレイアウトすることとします。なお、パブリックコメント実施時に公表する中間年度見直し版（素案）にはコラムやイラスト、参考資料等は掲載しないため、現在は仮のレイアウトとなっていますが、完成版ではコラム等を含めてレイアウトを工夫し、分かりやすい記載に努めます。
3	阿部 ^(雅) 委員	27 ページ 28 ページ	表 7-3 区民の認知度・取組等を評価する指標や（5）具体的な施策の「ぶんきょう食べきり協力店」等の事業内容が分かりづらいのではないか。 『フードシェアリングサービス「文京×タベスケ」』のニーズや利用率等を把握した上で周知・啓発し、認知度を向上していくことが重要ではないか。	表 7-3 区民の認知度・取組等を評価する指標の下に、事業説明の注釈をレイアウトすることとします。なお、パブリックコメント実施時に公表する中間年度見直し版（素案）にはコラムやイラスト、参考資料等は掲載しないため、現在は仮のレイアウトとなっていますが、完成版ではコラム等を含めてレイアウトを工夫し、分かりやすい記載に努めます。 今後も区民アンケート調査等で事業の認知度や利用状況等を把握した上で、事業の周知等を工夫していきます。また、『フードシェアリングサービス「文京×タベスケ」』については、運営事業者や文京区商店街連合会と連携し、事業の PR 強化を予定しています。

No.	委員名	ページ	委員意見要旨	事務局コメント
4	鎗木委員	28 ページ	表 7-4 区内の宿泊・飲食サービス業の取組を評価する指標で、令和 6 年度に実施した事業所アンケート調査の結果を指標としているが、事業所の規模によって取組状況に差があるのではないかと。また、宿泊業と飲食サービス業でも差があるのではないかと。従業員数 20 人以下の事業所のみを対象にしているのであれば、表 7-4 のタイトル「区内の宿泊・飲食サービス業の取組を評価する指標」は正確ではないのではないかと。 (5) 具体的な施策における「事業者」には、表 7-4 区内の宿泊・飲食サービス業の取組を評価する指標の従業員数 20 人以下の事業所以外の大規模な事業所も含まれるのではないかと。	事業所アンケート調査は、総務省統計局の事業所母集団データベース（令和 4 年次フレーム）から業種別、従業員規模別に抽出した事業所を対象としています。従業員数 20 人以下の事業所を対象としたため、取組状況については概ね同程度であると考えています。また、宿泊業と飲食サービス業は、「ファミリーレストラン」「ファストフード店」「その他の飲食・宿泊業」の 3 業種に区別して質問しているため、宿泊業と飲食サービス業を区別することはできません。次回調査時は、宿泊業と飲食サービス業を区別することを検討します。 表 7-4 には、「宿泊・飲食サービス業は、従業員数 20 人以下の事業所を対象としている。」の注釈を付すこととします。
5	武井委員	28 ページ	(5) 具体的な施策の『フードシェアリングサービス「文京×タベスケ」』について、出品数が少なく、認知度向上が課題だと考える。区民に登録をお願いする形ではなく、小学校で登録店舗を探索する授業を実施するなど、自動的に事業に参加するような仕組みがあるとよいのではないかと。	本区の他事業や他自治体の事例等を参考に、より広く周知・啓発できるよう研究していきます。
6	田口委員	28 ページ	(5) 具体的な施策のような区の事業について、情報にたどりつづのが難しい。	リサイクル清掃課の事業であればリサイクル清掃課 LINE で適宜ご案内しています。その他事業についても区の SNS やホームページ、イベント等で周知・啓発しています。今後も様々な手段を組み合わせ、より広く周知できるよう努めます。

No.	委員名	ページ	委員意見要旨	事務局コメント
7	宮本委員	30 ページ	食品ロス削減推進計画について、賞味期限切れによる食品の廃棄を避けるため、人に譲るという基本的なことを掲げた方がよいのではないか。	7. 1 重要施策の1 食品ロス削減推進計画(7) 区民・事業者・区の行動指針②区民行動計画の「○食品の保存」について、「・使い切れない食品は知人に譲る、フードドライブに提供するなどして活用します。」に修正し、知人に譲ることを追加しました。
8	島田委員	46 ページ	(1) 大規模・中規模事業所の3 R推進の③食品リサイクル法に基づく生ごみリサイクルの働きかけとは、具体的にどのようなことか。	大規模・中規模事業所から提出される再利用計画書を基に、立入検査実施時に生ごみ排出量が多い事業所等へ必要に応じてリサイクルを促すなどの働きかけを行っています。
9	島田委員	49 ページ	⑥ふれあい指導の実施について、AI 通訳機の活用が望まれる一方、AI による誤った情報に対する懸念もあるのではないか。	言語や文化の異なる外国人住民の増加に対応するため、取り扱いに十分注意を払った上で AI 通訳機を活用し、分かりやすい指導・啓発に努めます。
10	鐺木委員	49 ページ	⑦有害ごみ・危険物対策のリチウムイオン電池等の小型充電式電池・小型充電式電池内蔵製品の回収について、さらに詳細を記載してはどうか。	リチウムイオン電池等の小型充電式電池・小型充電式電池内蔵製品をテーマとしたコラムを掲載する予定のため、その中で区の取組等について詳細を記載します。
11	二木委員	49 ページ	⑦有害ごみ・危険物対策のリチウムイオン電池等の小型充電式電池・小型充電式電池内蔵製品の回収について、リチウムイオン電池が何に使用されているか分からない人もいますので、具体的な製品名を示すなどして分かりやすく啓発した方がよい。	リチウムイオン電池等の小型充電式電池・小型充電式電池内蔵製品をテーマとしたコラムを掲載する予定のため、その中で具体的な製品名を示すなどして説明するとともに、⑦有害ごみ・危険物対策に「P.●コラム参照」と記載するなど、分かりやすい記載に努めます。 現在もチラシ、区ホームページ等により周知・啓発していますが、今後も分かりやすい周知・啓発に努めます。

No.	委員名	ページ	委員意見要旨	事務局コメント
12	島田委員	52 ページ	（４）処理費用負担の検討の①家庭ごみ有料化の調査・研究について、小規模事業所から排出される産業廃棄物の一部は有料ごみ処理券を貼付することで家庭ごみと同様に集積所に排出できる「あわせ産廃」に係る調査・研究ということか。	有料化の調査・研究の対象となる「家庭ごみ」とは、現在も有料ごみ処理券の貼付が必要な「あわせ産廃」ではなく、各家庭から集積所に排出されている一般的な家庭ごみのことです。